

富山市文化・スポーツ体験プログラム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市文化・スポーツ体験プログラム補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ大会等 団体、組織の構成員等が、文化・芸術・スポーツ等の技術の向上・発展のために行う競技会等
- (2) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿、その他宿泊料金の支払いを要する施設(合宿所、スポーツ施設に付随する宿所、バンガロー、ログハウス、キャンプ場、少年自然の家などの青少年教育施設、研修所、その他これに類する施設を除く)
- (3) 合宿 団体が宿泊施設に宿泊して行うスポーツ活動や文化活動等の練習、学校等の授業

(補助金の交付)

第3条 市長は、スポーツ大会等及び合宿の誘致を促進するため、富山市スポーツ大会等開催事業又は富山市合宿誘致事業において、市長が別に定める文化・スポーツ体験プログラムを団体で利用した場合、その主催者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

- 2 補助の対象となる経費は別表のとおりとし、各文化・スポーツ体験プログラムが設けている学生割引や団体割引等を適用した場合は、適用後の金額を対象とする。また、他の補助金の交付を受け、経費に充当した場合も同様とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第3条第2項の規定により算定された経費の2分の1の額とし、申請1件あたりの上限額を20万円とする。なお、計算の過程において、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 スポーツ大会等又は合宿の期間中に複数の文化・スポーツ体験プログラムを利用した場合は、施設毎に補助金額を算出し、その合計額を補助金額とする。なお、施設の利用箇所数及び利用人数に上限は設けない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市文化・スポーツ体験プログラム補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第2号)

- (2) 収支決算書(様式第3号)
 - (3) 富山市スポーツ大会等開催事業補助金額確定通知書又は富山市合宿誘致事業補助金額確定通知書の写し
 - (4) 文化・スポーツ体験プログラムに要した経費の領収書
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定等の通知)
- 第6条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。
- 2 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の通知は、富山市文化・スポーツ体験プログラム補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書により行うものとする。
- (細則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助金の対象となる経費
(1) 施設等の入館料(特別公開等による割増費用を含む。)
(2) 見学科
(3) 体験料(謝礼及び材料費を含む。)
(4) 通訳及び説明員の費用
(5) 借上料(文化・スポーツ体験プログラムの利用にあたり、別に生じたものに限る。)
(6) その他市長が必要と認める経費